

年々同格及休日における衆議院議員後送奉事務の
取扱い

年々同格及休日における衆議院議員後送奉事務の取
扱いは、特例通庫の奉務時間と同様に取り扱ふものとす。

一 供託事務

関係官庁等 法務省民事局、司法省考局、大蔵省銀行局、
日本銀行

註

立候補届書の供託は司法省考局で手続をたし、日本銀行に
現金又は國債証券を納入し、預け付けはなすべし。

二 自動車燃料の配給

関係官庁等 運輸省陸運監理局資材課、海運監理局資材部、
地方海運局又は支局、道路運送管理事務所、
石油貯給公園、石油貯給公園

註

候補者用紙は候補者の申請に基づき、都道府県選挙管理委員会
発行する燃料使用証明書と道路運送管理事務所、船舶用燃料
卜に於ては地方海運局又は支局に呈示し、前記公文書を受け、石油公園
或は燃料貯給所等で現物化する。事務用紙に於ては各都道府県選
挙管理委員会、道路運送管理事務所、地方海運局、支局等に前記
公文書により、同様の方法で現物化する。

三 無担乗車券

関係官庁等 運輸省 省線、各駅、地方鉄道及軌道、若は其令自
動車各社

註

選挙長が発行する説明書により各駅又は各所より交付を受け、

四 燃料郵便

関係官庁等 逓信省 都道府県庁所在地の郵便局、集配の取扱を
し、郵便局

裏面白紙

陸

送奉書の交付する旨紙に於て書不直を受領し又は旨紙を貼付し
料郵便を差出す

五
子納金

註

関係官庁等 大蔵省 総理府自治課

立候所尾本、陸納付を要する送奉公管納付金は都道府県知事
の指図するもの（概納出納長）に現金又は國債（旨書）を納付し
小はたす